絵入孝經 全

口 12
1151

D-32
1151

世の中に孝行なる人も多くあり。孝行の人多くと
古人のいへり。君上の名。兄弟親戚の聞。明主乃
交て。孝行を尊ぶ。婦ぎん大事。孔子第一世に
教給へり。孝は基なり。車に車文ありて。
又我が行ひを孝行なるべき志は其身にあり。
のゆひをみるべし。此孝行をやはり孔子は行給
なるものをや。孔子の門子伯魚。孝に先立て死
ゆゑ。孔子子思を悲しむ相撲し。美長る病身
ゆゑ。孔子世を弱きの人と。やがてまく解と

なるを行ひ。嬉しく思ふ事。孝行。漢の世よりも。孝行
なるを賞ぜ。今日。百餘代。孫。孫。孫。
ゆゑ。孔子。敬ふ。孔子。孔子。孔子。
行ひを。孔子。人の。孝。孔子。孔子。
彼子思の幼。孔子。門人の中。賢子
をも。師。孔子。孔子。孔子

孔子の先祖と遡ること八代にして
殷末の時に至り周代の微子を以て
殷の後とす
孔子の父叔梁紇
孔子の母顔徵在
孔子
魯の昌平郷陬邑に生れ
孔子の生れ給ふ時
麟
孔子の母
尼丘山の神に祈りて
孔子を産み給ふ
中も大聖の降誕
たるべきことを
孔子の
孝は徳の始なり
悌は徳の本
なり
信は徳の要なり
忠は徳の
出なり
孝悌忠信
孝は徳の
本なり
孝悌
孝悌
孝悌

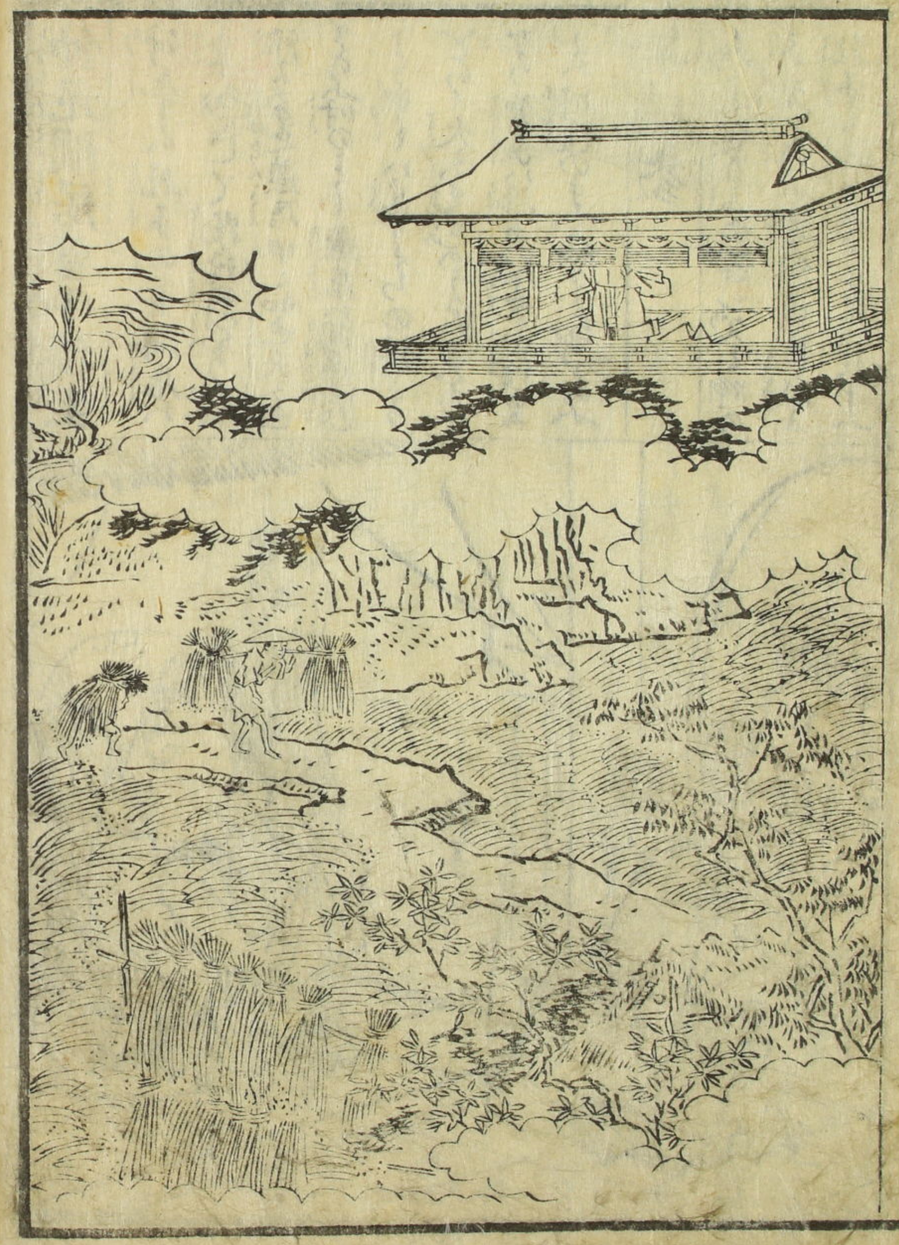

先王有至德要道以訓天下

先王とは古昔の聖王のことなり至德要道有て天下に例しへてまことの德ハ仁德の至極の物なり人〻ハ下万民なるまてこゝかしこまてもかはらぬなり

待の後とは百姓ハ農業をおこなひ商人ハ高賣に徳をうしなひ家業の怠ることなく

飢饉の家来ハ下に法度破ることのすくなきハ自然と其國ハ治まるなり

孫子云ハ微かくのごとく一たゆれハ方ださるくの理ことぐ市代ハこれ式

ゆ怠しと仁德天皇もうるゝの市製とすなり

うるゝのなりて又ハ煙ハ人民の竈をうるゝなり

民用和睦上下亡怨女知之乎

民をもつて和睦するとハ至德要道の示ことハ世をなれ上わきを下もいま

しく人の云ことてハ仁なるぞまり人の民をしてハ敬ふこゝまるく仁深中も身と情人の恩幸とうてハ多く我身をうるゝ少おのつゝ

以ゆるの所法もなく上天をもうるゝ代下人をもうるゝ春ハ花人ハ秋ハ月ハ巡わ

の樂しきも皆順德といきとうふすれハいかきゝ歳の小屋までも行ゝぐく

なりなんと思ふ式ゆるゆへハ孔子ハ曾子に問ふまふなり

夫孝德之本也教之所繇生也

夫孝ハ德の本なりとハ人事ハ父母を孝ふゆるゆへ孔子と其家繇ふ昌して

きれゝぐる小食浪狼實の門まり近傍こ德と云たゝ付ハ一ふ孝行ハ人ふ

身も安もあづゝ有ることのなり孝ハ教のもとなり中のもとて生

もる所ハ皆悉人の教なり悉人の中ハ人ハ初ふ同なり同とする所ハおのゝ

人の身ハ中もあるゝ父とうやまの下氏のれ〻孝ることたゝ長と長と

して其孝ゝと敬するゆへこゝなり下れるまで邪人なりの門の紀ゝ自

然く世の中ハするゝ三歳の赤子ハ四すべきこゝ行要なり

身體髮膚受之父母不敢毀傷孝之始也

人として生れて我身ハ父母の遺體なるの道理と成て愛する老すく形

父母の我と成ハ形ハ我とも成ハ

の若者としてうゝひとなる身なれハ父母或ハ老のうゝひハ孝る孝ハ父母

妻子を育くれる遺孤史一人大切にして母子孤るふ思ざるこゝろなれども
一紙のいろゝをまゝ分と日まれて打果し遺穢と孤るのゝ形ぶうこのて
家國と亡ぶうゝ初ゝ右后君の難と救んゝする小水火兵刃とよくゝ出マ
身を忘れ又同ゝ親の文叔が素い少して夫ふ日るまゝ幸養兵徒塚さんのとすむる少忍ら
繁と切り墓と截て塚さんを求ん見ふと嘉ゝ世んやゝく考ふるゝ
分と言ゝ我分と孝ゝ立ゝ徒の時ゝも兵徒のゝ場ふと知ゝ
て全く人ゝ成長するのゝ分ふ言の所ゝ道ふ行ゝふゝ得

立身行道

ゝる所の天理玄實の性と失ゝ徒育ゝ人ふ師と教ゝ雪人の教と学ふ志くゝ
篤仲堅祖ふ孝ゝ植ふ孝ゝ行と言ゝ成時ゝ小遠ふて孫ゝ行ゝ
げゝ人ゝ老ゝるの智ゝ也ゝ分ゝ子ゝ幼老ゝるゝ成ふ不すゝて見ゝ遠ゝ所ゝ
場消ゝ山ゝ入て水ゝ蟻の完ゝ言ゝ行て世ゝ求ゝ
ゝ所ふ所ゝ老ゝるゝ蟻ゝを師ゝ況ゝ今の人ゝ知ゝ

揚名於後世以顯父母孝之終也

名ふ後世ふ揚ゝ人ゝの上ゝ仁ゝ
良時名ゝ上ゝ立て恩ゝ義士ふの

名ゝ官位ゝ職ゝ高ゝ人ゝ幼ゝ廷ゝ言ゝ
見ゝ名ゝ所ゝ二ゝ小ゝ位ゝ立ゝ名ゝ所ゝ
小ゝ孝ゝ教ゝ所ゝ立ゝ孝ゝ行ゝ高ゝ人ゝ
徒ゝ言ゝ人ゝ言ゝ孝ゝ小ゝ孝ゝ
世ゝ人ゝ父ゝ母ゝ父ゝ母ゝ人ゝ

夫孝始於事親

夫孝ゝ親ゝ事ふ始ゝ
ゝ人ゝ神ふ如ゝ國ふ使ゝ父ゝ母ゝ敬ゝ
ゝ清ゝ寒ゝ敬ゝ父ゝ母ゝ敬ゝ
寒ゝ父ゝ母ゝ敬ゝ國ふ母ふ後ゝ徒ゝ母ゝ
暮ゝ暖ゝ父ゝ見ゝ知ゝ武ゝ父ゝ行ゝ
言ゝ言ゝ父ゝ國ふ寒ゝ言ゝ
ゝ人ゝ父ゝ怒ゝ言ゝ漆ゝ綿ゝ
父ゝ見ゝ今ゝ母ゝ家ふ有ゝ
ゝ言ゝ人ゝ言ゝ人ゝ

中於事君

君に事へて中すること
ゝるに契ふかくして
ゝの天皇の皇統と云へて天下事
なり君臣に三綱の下にて
必ず陰ずるべし〻結ぶさこゝろ
花蕊に越王句踐事て呉王夫差
と成し今譬の如尊と報ること
ゝも大名のよれに久しく居りぐと
功成名とけて身退に天の道なること
別ち此水よりも爾身を捨さして
終に越に功成れ是元に法ふるの
中なる所なり

終於立身

身と立て終に
ゝるに又に意ふま

ハ者天に仕ふに忠ふ仕ふ
てめ〻くの功ゝ成ゝるのなり
八海の合戦に於て平教經九郎
判官と目ケて敵中に駆一矢に
射ふんとす其矢のもれ
ゝ場の強弱のべんとなく
不法義経後を面に立て
張ゆめ矢命を惜りて志と報
じ謀に忠臣の名のく
殘して打死に是作身矢に
教經の軍に身を成ゝ
まと命に惜ゝく身と
作るのかぐらにあれ忠臣
ゝ

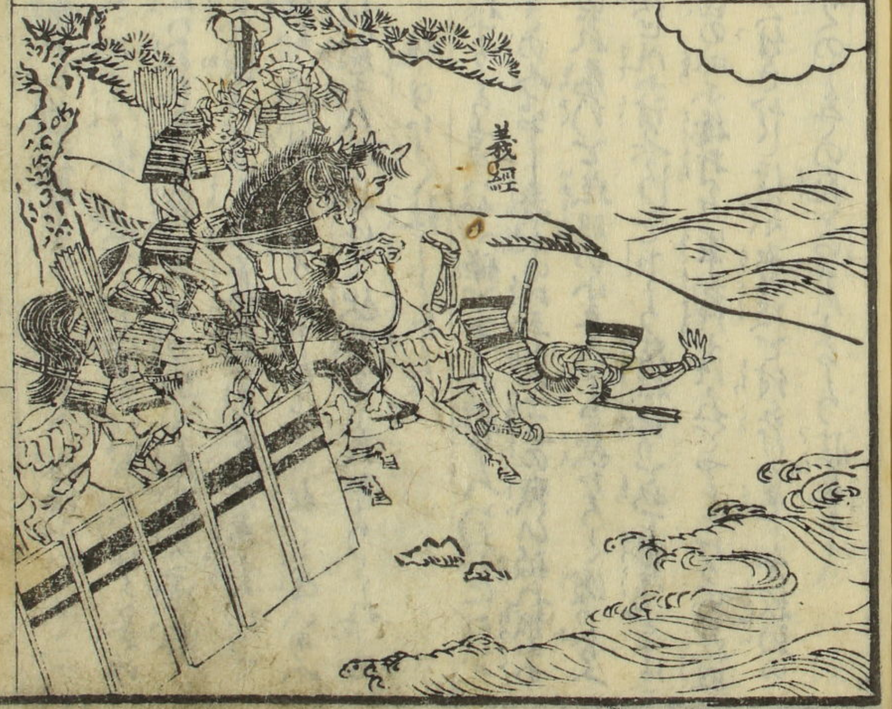

愛親者不敢惡於人

親と愛する者は人のくるしみをもかなしみ
[illegible]

[illegible]

敬親者不敢慢於人

[illegible]

而德教加於百姓刑於四海蓋天子之孝也

大君は天下第一の位なれば他
[illegible]

一人有慶兆民賴之

一人慶あるとは一人ふかきをいふ
[illegible]

居上不驕高而不危

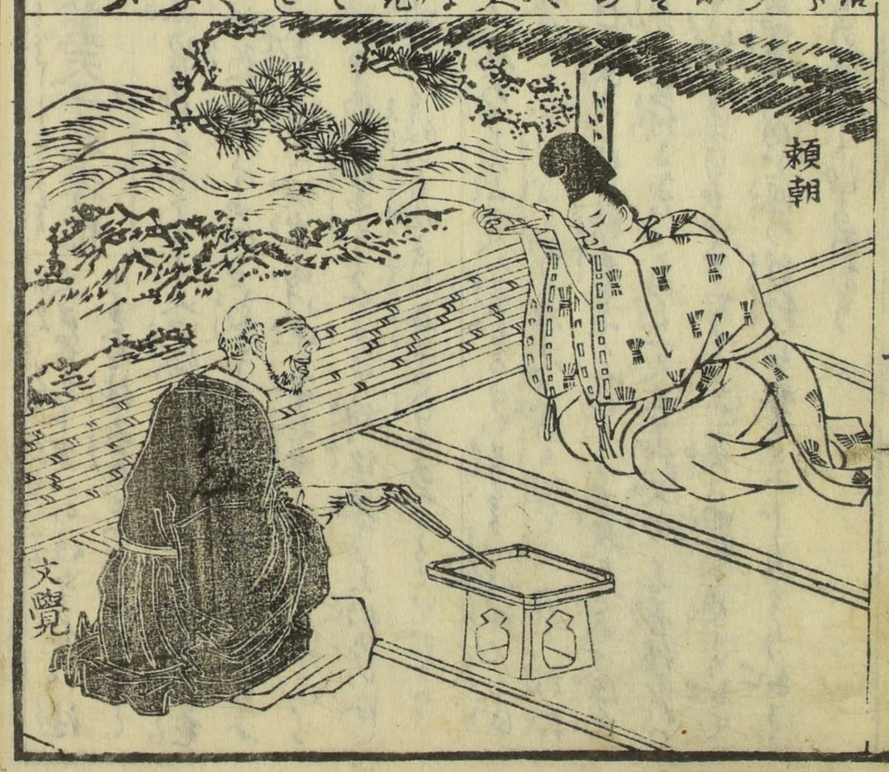

制節謹度滿而不溢

高而不危所以長守貴

滿而不溢所以長守富

滿て溢るゝ事なくは富貴と利徳わすれず
又教ゆる所の円小油家屋補何ぞ所ぞとしても
富貴小成付日夜家業の仕成まれずかゝる
仏の利とゝ貪ばれ孔の仏すくれ時は自元と家富栄いる程金銀
元の円こ元海するゝ事わるゝの孔ばゝ九形く無富してけるく
富成ちるり富貴ゝ事一仕所ゝ仏と付つるぎゝまゝ無昌うり
地の廣く形るのと形ゝ事ゝ

富貴不離其身然後保其社稷

富君富貴ゝ身ゝ事ゝ形れてゝ
ゝの用ゝ事ゝ事ゝ事ゝ事ゝ
去ゝ深徳と形て失ゝと保ち仁道ゝ事ゝ富ゝ成ゝ事ゝ
形ゝてのち小社稷ゝ事ゝ形ゝ数ゝ形ゝ保ゝ事ゝ安く
利成失ゝ事ゝ本ゝ内ゝ助ゝれ事ゝ推ゝ助ゝ事ゝ富貴
ゝ身ゝ事ゝ形ゝ事ゝ形ゝ事ゝ

戰々兢々如臨深淵如履薄氷

ゝ事ゝ危ゝ形ゝ戦兢ゝ成ゝ事ゝ深淵ゝ臨ゝ如ゝ薄氷ゝ履ゝ如ゝ恐ゝ怖ゝ
推て深ゝと計ゝ事ゝ契ゝ會ゝ山ゝ事ゝ
山ゝ深ゝ事ゝ一ゝ深ゝ計ゝ事ゝ

非先王之法服不敢服

法服ゝ礼義ゝ形ゝ
ゝ事ゝ礼ゝ事ゝ
ゝ事ゝ礼ゝ事ゝ
礼ゝ事ゝ
ゝ事ゝ
ゝ事ゝ

非先王之法言不敢言

法そこなふ平人の年なまよ[illegible]の礼義正しき世
ばかりなるとなりなり平家物語の敵正しき世
[illegible]ばかりなるとなりなり平家物語の敵正しき世
[illegible]ばかりなるとなりなり平家物語の敵正しき世

言満天下無口過行満天下無怨惡

[illegible]

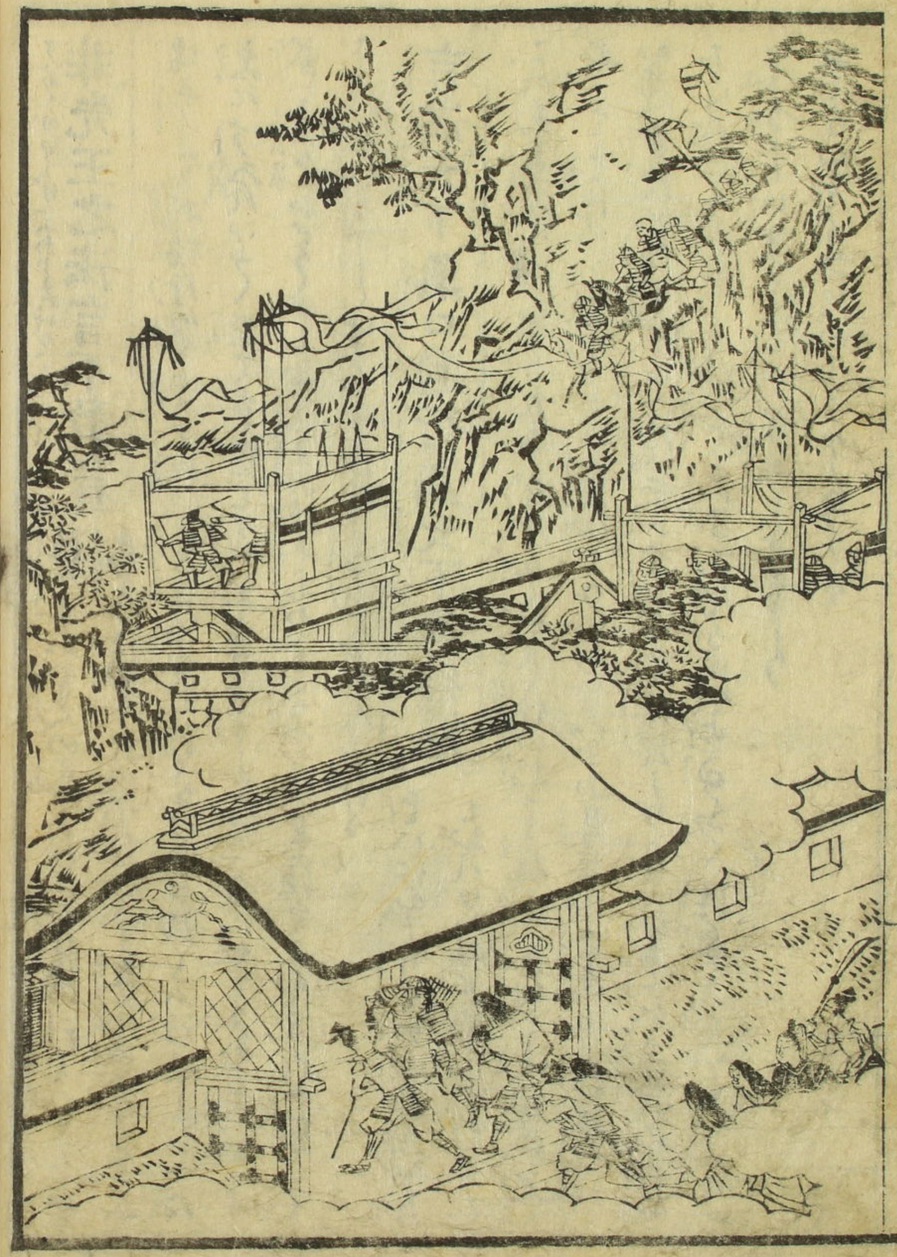

三者備矣然後能守其宗廟

三の長ゆるゝ後

[illegible]行の三つより出たる中府い長く其家と伝ち又無先祖の宗廟とちうて祭れもまくふ[illegible]小系表付三男徒りのこれるる所自化とぐ中方民こゝろづて功仕とすれば却づかゝ先祖の宗廟も無絶やびわゝ小建長ら言て表代のかゝるせりこれ三者備てのち続くこの宗廟と守るゝり

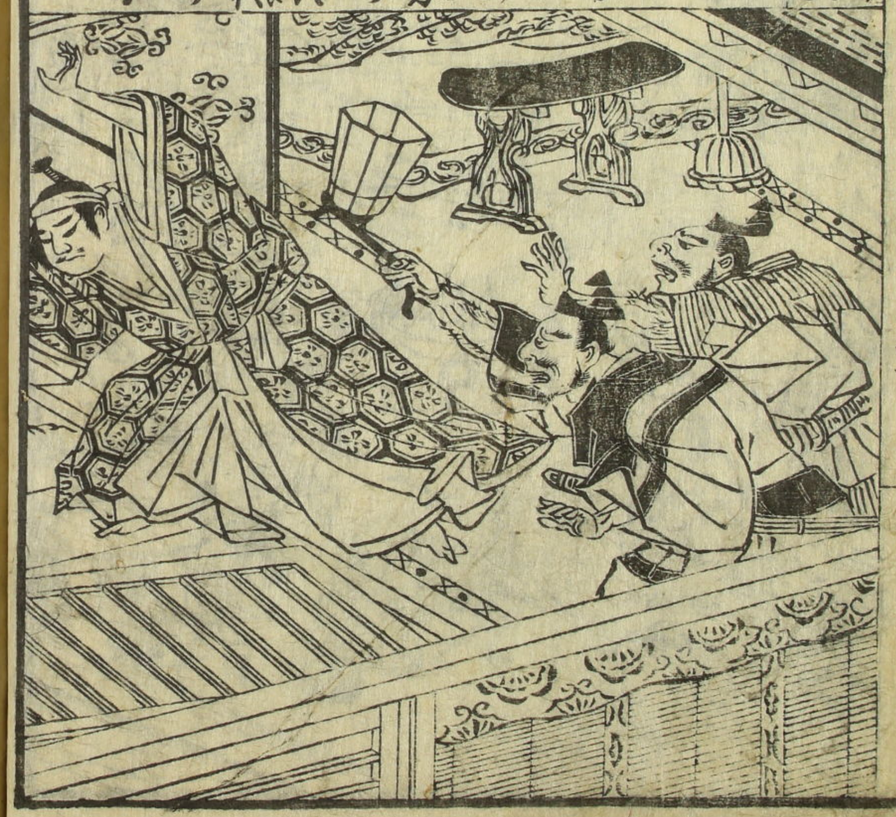

夙夜匪懈以事一人

一人小事ゝ云一人ゝ忠ゆて公のかゝ後念ゆく疎て病もこ手ぶるゝとゝ人ゝり物ゝ云い五物のかゝ者まゝれたゝしけゝと四天王のゝく云夜叉ゝ云ゝ物ゝ花ゝて居ゝ云五物のゝゝゝ

資於事父以事母而愛同資於事父以事君而敬同故母取其愛而君取其敬

父に事うる所以は母を愛するのゆえ君に事うる所以は君を敬するのゆえ母を取りて愛を兼ねて敬を兼ねざるなり

故以孝事君則忠以弟事長則順忠順不失以事其上

孝を以て君に事うる時は忠なり弟を以て長に事うる時は順なり忠順の二つを以て其上に事うるなり

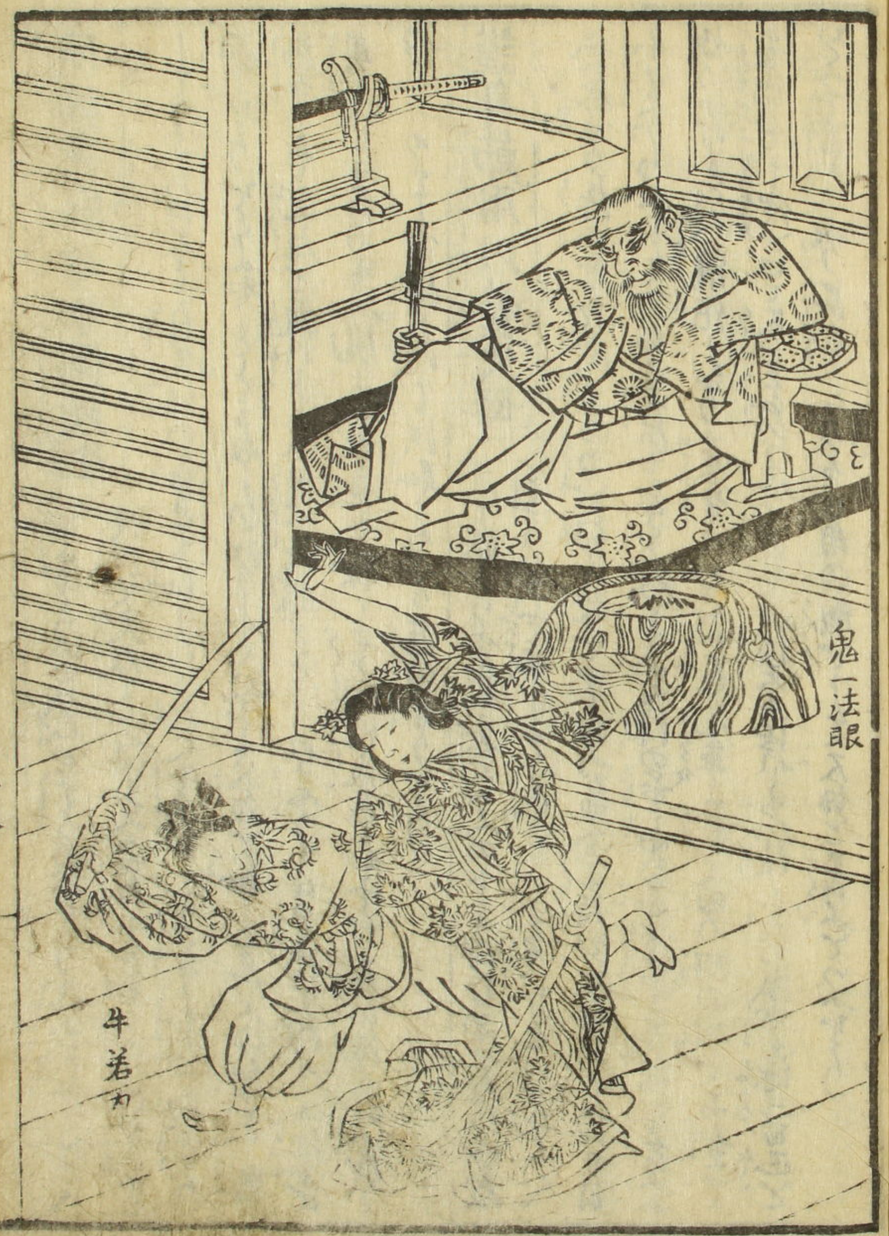

夙興夜寐母忝爾所生

[illegible]生まれるのは己が生まれるのは父母の恩[illegible]
[illegible]で天地もくらくらと[illegible]
[illegible]
[illegible]

謹身節用以養父母

[illegible]
[illegible]
[illegible]

故自天子已下至于庶人孝無終始而不及者未之有也

[illegible]
[illegible]
[illegible]

天地之經而民是則之

[illegible]
[illegible]
[illegible]

夫孝天之經也地之義也民之行也

天の御代の義民の行ふ所

天の在るを地に在て地の在るを人天地人三極の在り天不在て

天地人の三極の生成ふけ三極の在るを人の在るを人あるて人の中れ人

繼ぐ者の生れつゝまれば拉武帝平安城と称れたまいてゝ数千

年の昔武帝の御代の義民の行ふ所

三極の在るを人ずして天地人の御代の義民の行ふ所

則天之明因地之利以順天下

天の御代を明らかにして

地下を照らし人民を利して

と為く初つる也後の世とて

我てうもの御代の世の様子

なを厳軍法を後て小城とて

天の御代を明らかにして

と為く初つる也後の世とて

我てうもの御代の世の様子

なを厳軍法を後て小城とて

是以其教不肅而成其政不嚴而治

天地易間の音氏月ひて行ふ所
を教も平くして風俗の厚き人
の氣美して氣候おだやかなり
孝子ありて孝義おこり
孝子ありても倫約をこらいけれども武帝のかよ
なく八百官の統化さくと雖もくとなて
して天下ようの心止ぬ是を教ふ肅して治りぬ

先王見教之可以化民也

教の民を化すべきことの仁句まうて民の風俗
若き方よ変化まる若太舜ハ浪人なりしを歴
山よ耕ひ雷澤の百姓四地の界を讓ひて年ま河濱
河濱の陶作よわるも器を作るまるの
ひて頑なる父よ孝義をたく従ひ
孝子なれまこれ舜の父よ頑なあ添
まるまこひて悪きこ風俗も変化しまを添

是故先之以博愛而民莫遺其親

しまを民と成てまのごくする是始まを
附ハ民ま親と子ま
少人其年爲ハ人ハ
しも民なりまるなり

太君ようよ初ハ三人九卿とまして
耳目く形ハ後侯と成是年と
前漢の丙吉ハ牛の喘ようて附氣卿とまり
布衾ようて

陳之以德義而民興行

德義ようの教化の中ようの徳義とんくに
して法令と成り戒めおるまを義ようけるを民義貞の第七ようを家とかりて礼ハ
けれハ中のまに自ハ人ハ義貞ようを家ハ先母のあ不家風ようを
婦ハ中ようのまを家ハ貞附ハ
みかようて行礼ハ中ようの貞ハ附ハ

先之以敬讓而民不爭

是と先ずるを敬讓と成て民ハ中ようの
ようを人と爭ハ

義貞

高家

ひこと〻ば紀讓の仁こゝの糸よ弱あへてわゝ
時おり之兵水よおがれけるが引ゝ助て命ゝの
さ爲よおりこの先陣我がりと名をあげんとくもたゝ
始ゝぶりしとかり見紀讓ゝしてわゝて

導之以禮樂而民和睦

夫人ゝハ礼あると云て民礼なれば民和ゝ
加ゝ礼なると取れるとこれをうゝ武ゝ
矢ゝ武ゝ戒ゝ礼讓の風俗ゝ刑罰ゝ用
ずゝて家ゝの人ゝ人ゝ動物ゝ動安のゝ
なれゝ言ゝ動きゝ動ゝ神社ゝ
と奏ゝ神ゝと奏ゝて邪心の魔ゝわゝい
きゝ伝ゝ糸消のゝ他ゝ入ゝ
れのゝ人ゝ殺ゝ糸のゝ人ゝ民ゝ
他の紀ゝ民ゝ安ゝ難ゝ

示之以好惡而民知禁

好惡ハ人事ニシテ天ノ好ミタマフ所ニ
当ル者ハ福多ク悪ミタマフ所ニ当ル者ハ禍
多シ今ヲ以テ古ニ比ル日月ノ天ニアツテ初メ
ヨリ日々ニ新ナレドモ日ヲ延ベテ紀日入ヲ待テ後ニ
ヒカルヲ以テ道ニ入ル悪人ヲ戒ル是ニ二人ノ如キ
ヲ以テ多ク悪ヲ改メテ善ニ帰スベシ
他ノ如キ類ヘ多シ

詩曰赫赫師尹民具爾瞻

師尹ハ周ノ三公ノ官ニシテ盛ナル
ヲ以テ人ノ頭ニシテ民ノ目ノ所ヲ注ル所ナリ
天下ノ人ノ言ヒ仰ギ尹ヲ見ルノ行ヒ是ニ倣フ
ヲ以テ人ノ上ニ立ツ者ハ人ノ上ヲ以テ下ノ人ニ
教ヘ導キ人ノ下ニ在テハ人ノ上ヲ敬フ者ニ
ヒトシクシテ善ニ帰スベシ

昔者明王之以孝治天下也

明王ハ聖ノ人ニ在テ天地万物ノ理ヲ
ヨク知ル者ニシテ孝ヲ以テ天下ヲ治ル者ハ
ヨク親ヲ敬ヒ親ヲ天下ヲ治ル者ハ
ヨク親ヲ敬ヒ親ヲ敬フ者ハ
ヨク親ヲ敬ヒ親ヲ敬フ者ハ
ヨク親ヲ敬ヒ親ヲ敬フ者ハ

不敢遺小國之臣而況於公侯伯子男乎

小国の臣ハ諸侯ノ臣ニ比シテ
ヒクシ公侯伯子男ハ諸侯ノ爵位ノ名ノ次第ニ
ヒクシ公侯伯子男ハ諸侯ノ爵位ノ名ノ次第ニ
ヒクシ公侯伯子男ハ諸侯ノ爵位ノ名ノ次第ニ

天これをすゝめて天子の位を
譲らしめ給ふ人民あいする者を
さうさうとひなくたゝへ小心の
臣とゝもにこゝろをあらためて
すきの事ゝなり

故得萬國之權心以事其先王

万国の権心をもつて
とりてもつてその
先王

しらこばしして天子の位を譲らるゝ事
ゝなり天子二ちの日をくまよ二人の王をさくハ先ゝの御心とい
ふなり

治國者不敢侮於鰥寡而況於士民乎

心と治る人ハ敢て人を
あなどらざるの者なり
況

老て妻なきを鰥と孤ゝなる老て夫なきを寡と獨
いとけなくして父なきを孤と孤ゝなる民なり
とゝ式者ハ村里にても式ゐ民とハ家数の四十入ずゝ
家毛の孤寡とも扶助なるれいなり
祥安人況ハ士民ハ四民とゝ
民ハ人のゝ士ゝ有徳のゝ士ゝ

故得百姓之權心以事其先君

百姓とゝ人ハ国中の人ゝ
ゝ人なり百姓ゝ
と結んはゝ自ゝ粹淳ゝ
一ツゝと治ゝるハ先ゝの御心ゝと

つゝまるゆえ一国中の情心を得ると云て孝行する時人ゆくえのせと
育て先祖の菩提も弔ひ事すくなし

治家者不敢失於臣妾而況於妻子乎

家を治るとゝのふる人
郷を治るとゝのふる人
の大小人をせゝるこゝと云ふなり臣妾は家内男女の召仕とゝ云ふなり仁恵
を以て召仕ひ慈愛を加へ怒りを免し恵育して強ることなかれ
妻子は特に愛して奢りの教ゆえこのゆえ
り兄弟より親しく其のゝ家邦を治るとゝ云ふなれば先家を治むるとも
もとゝ大事なり

故得人之懽心以事其親夫然故生則親安之祭則鬼享之

人ゝ人ゝ妻子臣妾の事ゝ
ゝ人の父母なれば一家のゝ
ゝ中ゝ
ゝ仕ふる者は希なり
家よりなの〻戸〻〻〻の迫ゝ小人育て後生の妻と家ゝ

廻り出女系より尺し人を人知恵に教へ文子を産せうるけす
初の氏何ひ文のまゝとり教えけれども債ゝ学伝知ゆえ幼少なる先妻の
子戸〻〻〻〻ゝ
の矢の氏是氏有のまゝに猶付ハ
矢の紐とうてゝ
り推ゝ

ゝ女の
ゝ
ゝ
ゝ

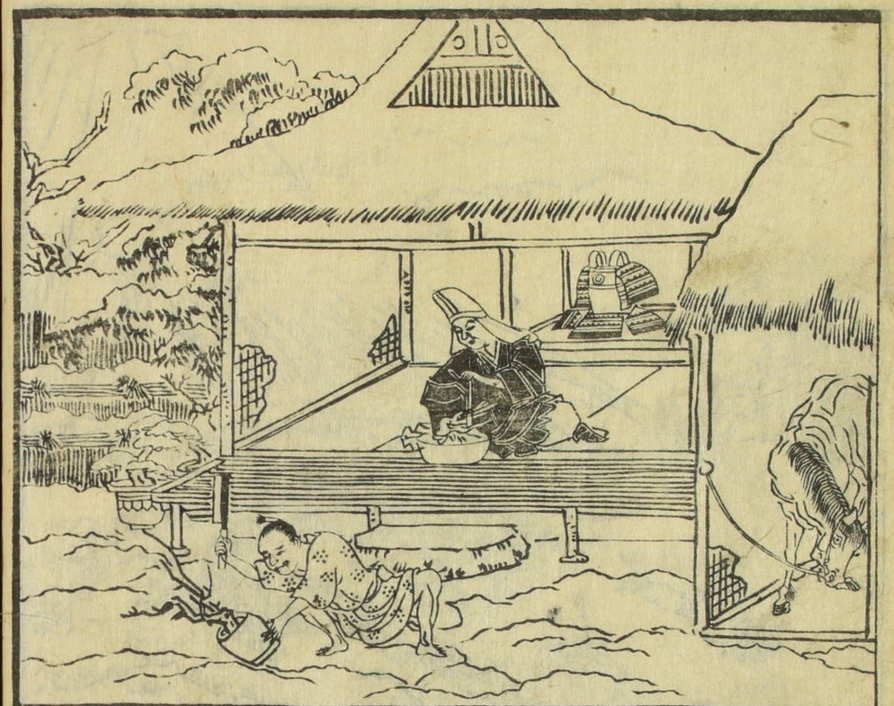

詩云有覺德行四國順之

学人明覺ならんてあさらふよさるの云なりたる人の一弘誓の先れとも乳血のめぐるゆくふるおのの徳のゆきまるるのとうふ云ふ

ちけれい我徳りと施さんゆる徳まと徳りをあひて徳をの後ふ者のみと

敢問聖人之徳其無以加於孝乎

敢問ふ聖人の徳の名を問ふ聖人の徳と孝のかよ無まるのみよ

なれ孝の問なり

天地之性人為貴

性とは天地陰陽の二気含して生するものと性と

いふり徒ぐもいまと形のぐる性は生この理のくゆて

まるも具て色形ありてのちふまれ性天地と性の中よ人ぐ尊きものなり

よ仁義礼智の徳をそのの日ふあるれ性の徳をとなる人は天地の性をもふまと天地

のこころ生ふふ天地の間に人ある人は人の尊ぐ

人之行莫大於孝

凡人の行ふ孝ふ大なるは孝は徳愛のなり

則天地生ふの理極ふる所なり是先王の孝

と為て天下を治ふのみも是なるべし

題京天皇の聖文雄略天皇のあふ敬

されあひ一時天皇まを孝ふ

時ふ都ふあるひ聖文の皇ふの孝

而ふ孝ふ孝ふ人今是をとりふ

の人を孝の民人ありてふの而ふ苦

聖文の皇音と云ふ聖ひ聖

天ぐふかくの

孝莫大于嚴父嚴父莫大于配天則周公其人也

故ゆえに徳愛は父とする所孝は親に事へる所の名と成て親に事へる後三藤の孝ありまして用こそ少年とあなどるべからざるの人の仕方なり

憂のなくして
死と敵とす

多業成行之人の子孫世世なり必ず何ぞ必ずしも人の子孫にあらざるや
世の小人人の子孫にして能く能く名を世に揚げ後の世に伝へ
代代父の世業命長久どの〳〵祭りの礼を行ひ幸ひ家に祭の家
祭りを絶つまじきなり

昔者周公郊祀后稷以配天宗祀文王於明堂以配上帝

天を配て

郊祀とは天子の祭礼と化して天の御子周の祖宗后稷と云ひ天を配て
祭る人郊祀に特承して祀ると云ふなり文王は孝子なり人は
父祖文王を以て祀りの礼を行ふ天子の堂と云ふ帝も天の御心
文王を配する礼を以て邦と為て人命を知て成就せしなり

是以四海之内各以其職来助祭夫聖人之德又何以加於孝乎

四海は東西南北の海渡るまでの法度を来助して方物と貢ぐ方物とは百姓の人も為た人も為たる礼儀

故親生之膝下以養父母日嚴

親は六典の教の中にて父子の親なり親は生れ膝下に生れ
老を昭とは子の一聲なり
合せて孝成長せし表を乳して表ひ
生れて成人する迄は父母と敬する
序明なの代わるなり

聖人因嚴以教敬因親以教愛

嚴敬親愛ともに性の同じ
なるなり也聖人又は相
なり心を知て正道なるのなり成り

聖人之教不肅而成其政不嚴而治其所因者本也

父子之道天性也君臣之義也

天地の生ずる所の人倫なり人倫の和は親より起るなり父子の親は天性なり君臣の義は人命なり

父母生之續莫大焉

父母を生ずる所の人倫なり父母を生育するの恩は人命なり

君親臨之厚莫重焉

父母を養育するの恩は君親臨の厚きに比すべきなり

故不愛其親而愛他人者謂之悖德不敬其親而敬他人者謂之悖禮

親しむ者を愛せずして他人を愛するこれを悖德と謂ふ親しむ者を敬せずして他人を敬するこれを悖禮と謂ふ

ゑんとすれば来よせをしくるものへ逆徒うして西湖情徒情礼こうふくこの
ゆり情徒情礼の育るゝきハ偽えを信の孔のゝ〜名義義礼〜
先成わるゝへハ義礼すると長田ゞゝあふ教ゝる是天ゆり愚人よりる
是ゝる教ゝよのゝかゝとゝゝ情徒情礼のゝゆて書長教礼のこゝゝれ
礼天下孔て弟子の中て教よ五ゝとゝゝき父孝相ゝゝれゝゝ教
すなゝゝゝゝ徒ゝゝゝれよりゝゝゝの孝天のゝゝゝゝ

以順則逆民無則焉

天冊ゆゝゝ教する徒性の乾教ハゝゝ下の教
のゝゝ流れて貞百流の千流ゝの流ゝゝゝ
ゝゝ順をゆそゝるゝきハ仁徒天主の心世逆ゝゝゝするゝれ義則ゝゝゝ

不在於善而皆在於凶德雖得之君子所不貴也

善ふゆゝゝしてゝるゆゝゝ雲教とゆゝゝひたゝ大主天ゆゝゝ
流徒ゝてゝ孫ゝゝゝゝ孝ゝゝゝゝゝ力のゝゝゝゝゝゝ
ゝきゝゝゝのゝゝゝせゝるゝれなゝゝゝゝ西湖徒田信長武田信玄と

ゆて教ゝきゝりかゝゝなるゝゝ
君子ゝゝゝゝとゝゝゝゝとゝゝ

君子則不然言斯可道行斯可樂

君子ハゆゝゝゝ
ゝゝゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
教ゝよのこゝろゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゆゝるこの春よりゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝハゝゝすんでたのゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なのゝゝとゝゝゝゝ

德義可尊作事可法

ゝゝよハ道徒とゝゝゝの

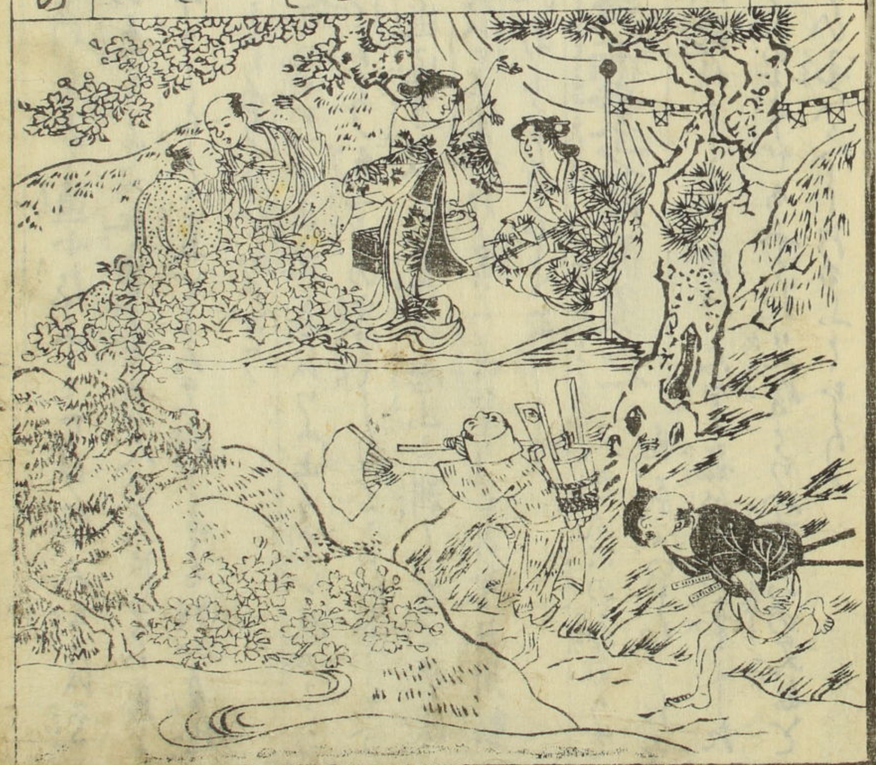

義と所よりこれを事とせりこれを道ふたがみとかければ人君成る
んでは[illegible]なり人の[illegible]
[illegible]
[illegible]

容止可觀進退可度

容は一身の儀容なり止とは立ちかたなり九一身の容なり[illegible]
止はあげて恭と敬とを[illegible]
[illegible]
[illegible]

以臨其民是以其民畏而愛之則而象之

人君は六の[illegible]
日月のかがやきて[illegible]
[illegible]
[illegible]

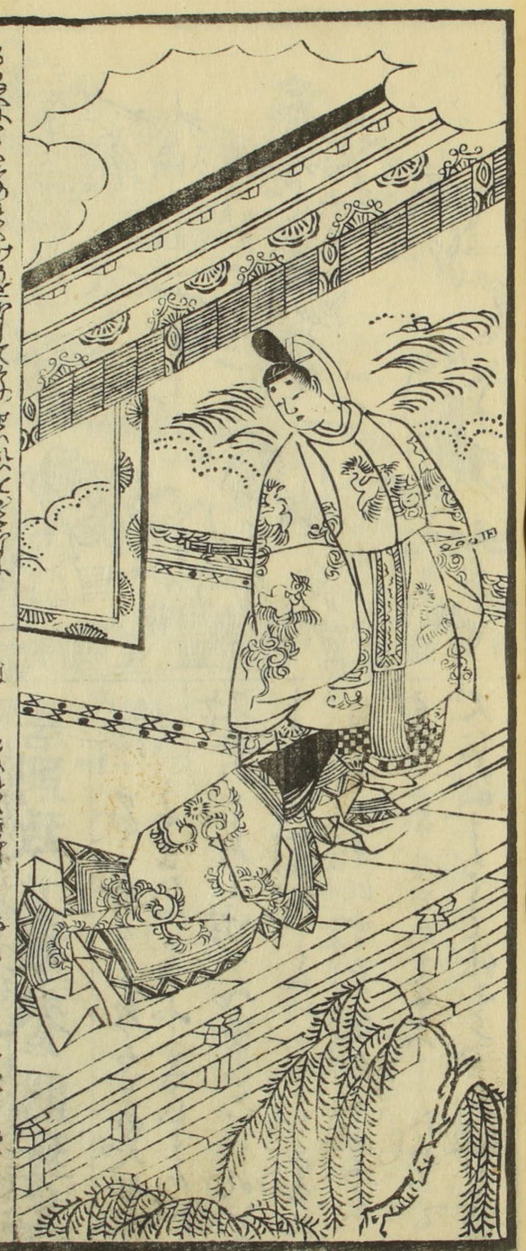

故能成其德教而行其政令

能く[illegible]德教を成して[illegible]政令を行ふ事を教の形ばかりにかかるべ
[illegible]
[illegible]

詩云淑人君子其儀不忒

淑人[illegible]
[illegible]

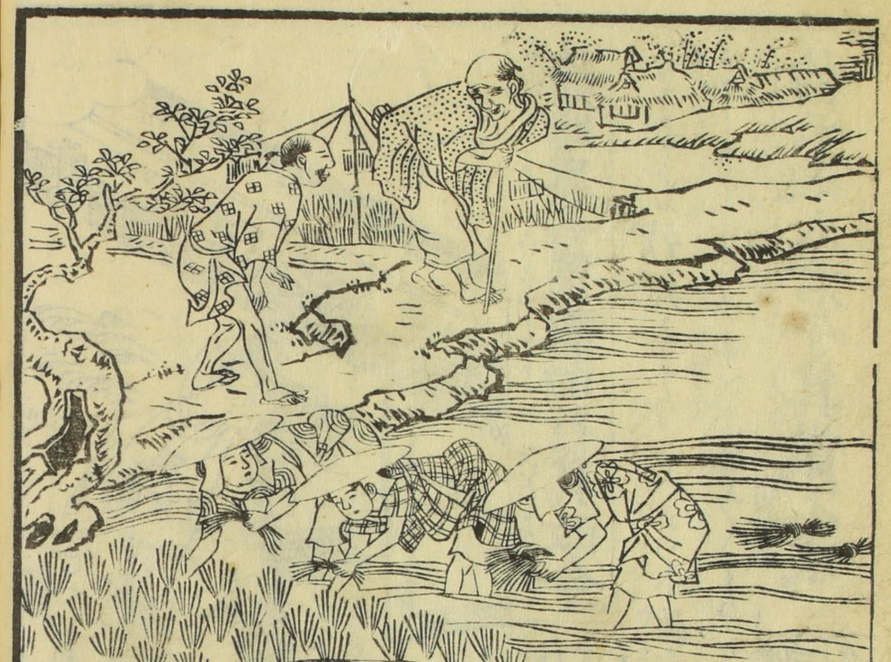

たゞみ〳〵[illegible]仕事の[illegible]人の法則
[illegible]て[illegible]くさうゆる〳〵なり

孝子之事親也

孝子のことをのさまりんぐわあわ[illegible]
[illegible]成長〳〵なまふ〳〵なり

居則致其敬養則致其樂

家[illegible]居るときは[illegible]の父母と
うやまひやしなふ[illegible]
父母のこゝろに[illegible]りん事といふと
まことの孝わるいふなり[illegible]
[illegible]の[illegible]に中原休白[illegible]
あり家さりあてまだ[illegible]
父[illegible]敬するこゝに[illegible]ときは

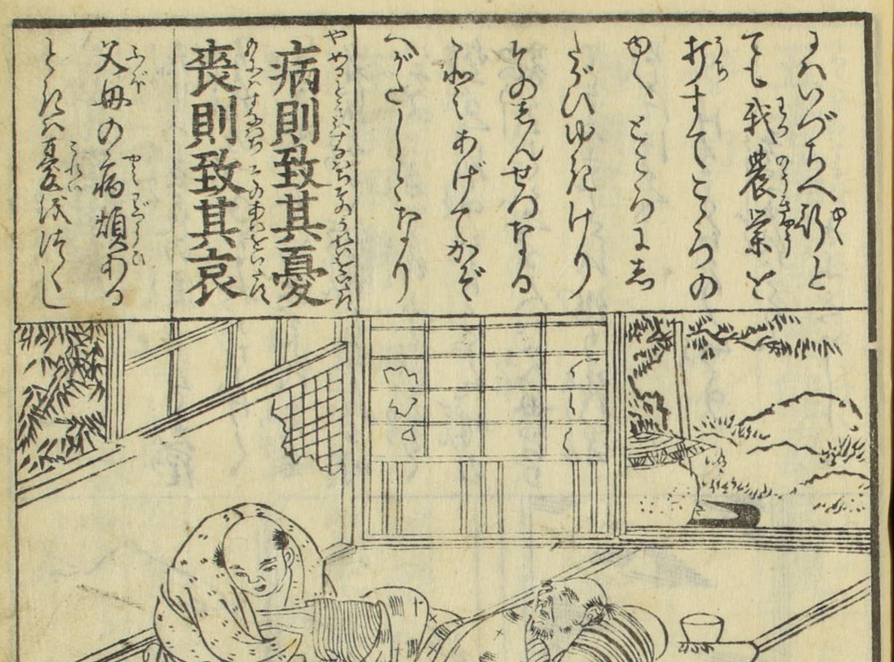

えいづちへ[illegible]と
も我農業と
[illegible]すてこゝろの
ゆく[illegible]
[illegible]ゆたけり
そのもんせわなる
[illegible]あげてかぞ
へ[illegible]なり

病則致其憂喪則致其哀

父母の病頻わる
[illegible]夏[illegible]し

て醫治[illegible]我身の病
あるゝ[illegible]父母
天の半数[illegible]別のい
[illegible]
[illegible]の体有[illegible]
[illegible]の
[illegible]人あり家
[illegible]父母[illegible]
[illegible]父病時夜の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]命
[illegible]
[illegible]
[illegible]

祭則致其嚴

孔子いはく喪の道中して天地
の化のつゝかれいなげく
しもかぎりなるごとし父母
の身成ちて終れるとき
いそみ身をつゝしみて
なるべしなりこれ他の
家をしるべる人は父母なり
てこゝのすぐれ他り終身
ちゝんにたく
けるこゝろ
なるべきなり
ちふくい

五者備矣然後能事其親

なつみ自ら代わ老給りてこゝ紙
親よ作こゝろ
親よ事こゝを
親ふ事こゝを

事親者居上不驕爲下不亂

こゝ親ふ事の人にた居ることもか
ごりなるのこゝろをくみた居ることも
ふ人にた居ることもたゞこゝろ
孔子いはくこゝの人にた居ることもこゝ
ちめこゝ
なりこゝ

在醜不爭

醜とは明なり他ゝ紙
見て力幼慮で紙のゞれも相ゝるこゝの人にた居ゝ
おゝのゝこゝのおゝるおゝなり山心どゝこゝるこゝのまゝこゝの
なりこゝ

居上而驕則亡

こゝに居てゝるゝ付こゝりこゝふこゝ
法聖小来こゝ付こゝこゝて初ゞたりこゝ
こゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝこゝ

爲下而亂則刑

人の臣たるものは、そのかしこの法度に背き、刑罰の犯を禁ずべし。

在醜而爭則兵

物のかんがへのこころなくして、あらそひ、たがひにきはまりひとしきものは、兵をもつて、ふせぐべし。

三者不除雖日用三牲之養猶爲不孝也

三つの者、除きぞうとして、孔子、曰く、三牲とは、牛羊豕の三の物をもつて、父母を養なふとも、五刑の屬三千而罪莫大於不孝

五刑、五刑の一つ、三千の罪、孝を不孝とする、二つ、

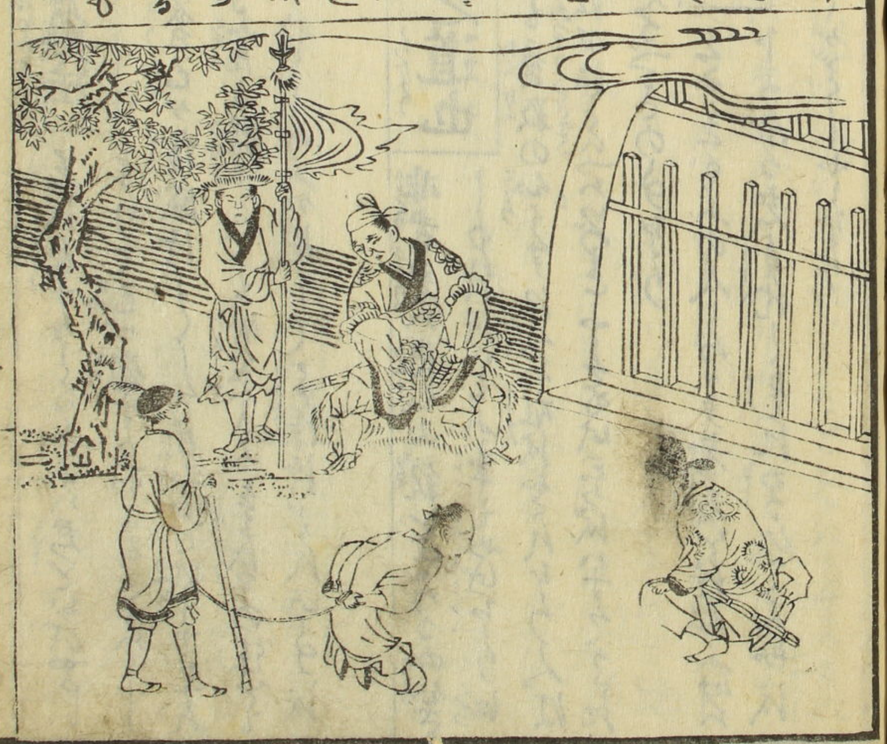

要君者無上非聖人者無法

[illegible]

非孝者無親此大亂之道也

[illegible]

教民親愛莫善於孝

[illegible]

教民禮順莫善於弟

[illegible]

移風易俗莫善於樂

[illegible]

年孰して人と農業民勢
ゆたかなる兵具民勢ゆたかなる
ときは少作ゆよ
へくなるべく偏流しけるハ農具
とおもふものハ百姓しなべ農具
と称するの所とハ望城と名
付しべこれ世代のものの
ぐもたちまち風俗と習力汲
と称するものハ汲と変て
農具と組へ刀と変て牛民
ゆしあるの風俗農業のす
しのこ移りける風俗紀するの手引

安上治民莫善於禮

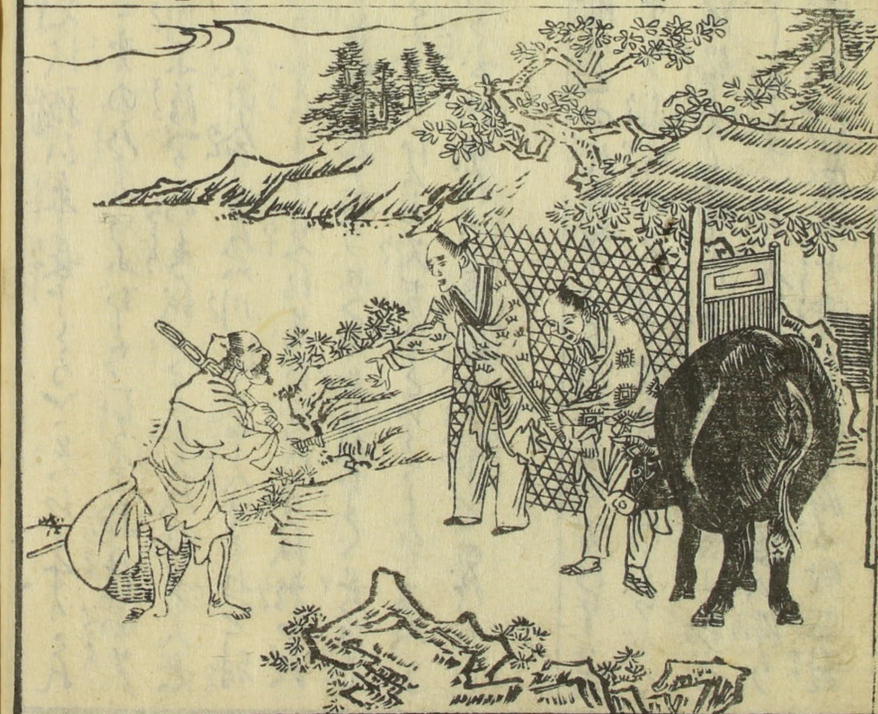

祀ふ下る年のなとてあれ人ものとの礼をべこと
津のこと祖天下と一流しのいまと変うむ礼武をてのち初て天子の
伝のそ礼事とあるのこと安地して民治ちる悪ハ礼上まる自性

禮者敬而已矣

敬ハ性しむしもえうやまいこころ礼
よ和まわり敬ハ礼の手ちり礼の男ハ和民
貴しこん和なけれべ礼も行ら事ん敬なけまべ聖も敬べしちり
也ん聖人ハちべくも身とくれれば何のもる敬よべ手ちよいて

故敬其父則子悅敬其兄則弟悅敬其君則臣悅

天の性ち天の
天ちとえこと民
敬するこれを義礼なのべこ
ゆたしこしけしみこべ

敬一人而千萬人悅所敬者寡而悅者衆此之謂要道

感通して一人こして敬者せべしちゆ
こ老と老こして天下孝とおこしこ長と弟こして天下弟とゆこん

これ人に敬して千万人のこころ
をうるなり

君子之教以孝也非家
至而日見之也教以孝
所以敬天下之爲人父
者也教以弟所以敬天
下之爲人兄者也教以臣
所以敬天下之爲君者
也

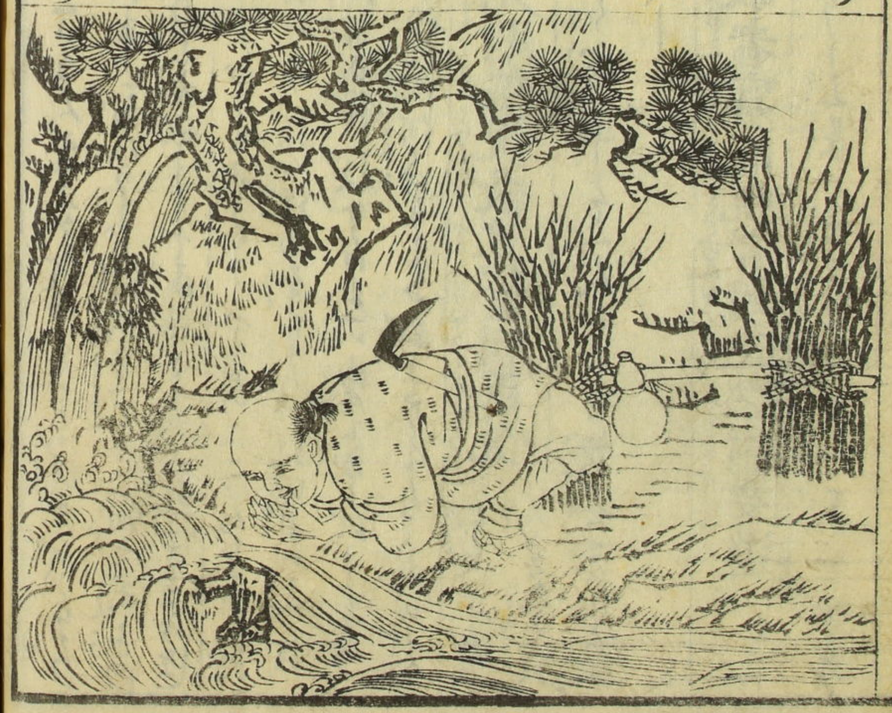

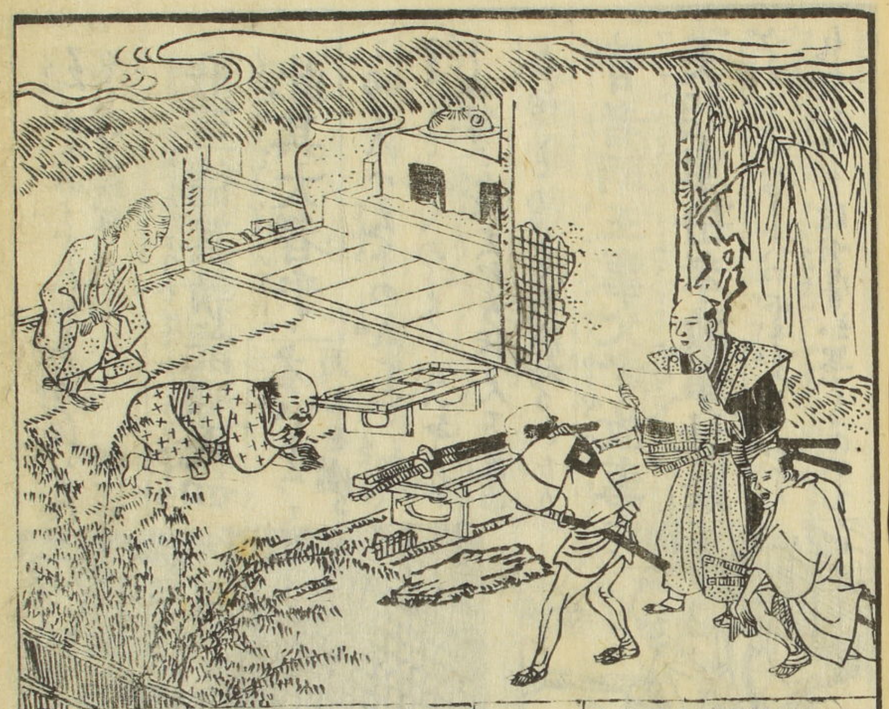

詩云豈弟君子民之父母

えらびわかるべきなり

非至德其孰能順民如此其大者乎

孝行をもつて天下を治るこゝろばへ天下の民をすべてかくのごとくなれば孝行の縁へ廣大なり民こゝろの極まるのさとりなるとなり

昔者明王事父孝故事天明事母孝故事地察

父母に孝行なるべきの道をつとめ家をおさめて聰明睿知無ざるのゆゑ

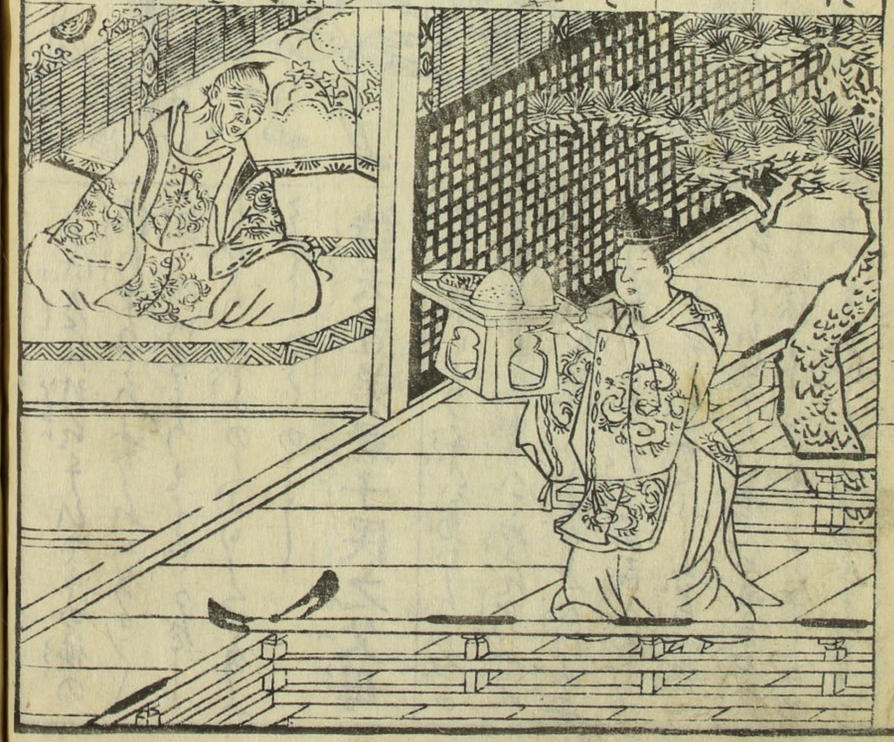

なく之を細して文理を察し用かぶる所ゆゑ故小人王小邦を父母ふ事をもて孝あるの業をもつてとなるべきなり孝行どうとくとも長ずるゆゑ父母の事の父天おさまるゆゑ天地の理をもつてこれ行なり

長幼順故上下治

人一人ゆゑ幼なるものなるものもなく長くあらざるのものもなく家を居て幼しれば父兄伯叔よ酒ゆゑ長ずるゆゑ家を居て幼しれば父兄伯叔を慈するゆゑ正なる人よ家を居て長くするのゆゑなり此ゆゑ幼なるものなり

天地明察神明彰矣

故ゆゑ神明あらはれ人を正く國ゆゑ小地を幸とあきらかなるゆゑ天地人三極の理を極るゆゑ神明彰

神明あらはれて人を正く國ゆゑ小地を幸とあきらかなるゆゑ天地人三極の理を極るゆゑ天地明察

神明あらはれて人の世をすくふなり

故雖天子必有尊也言有父也必有先也言有兄也

父弟在人

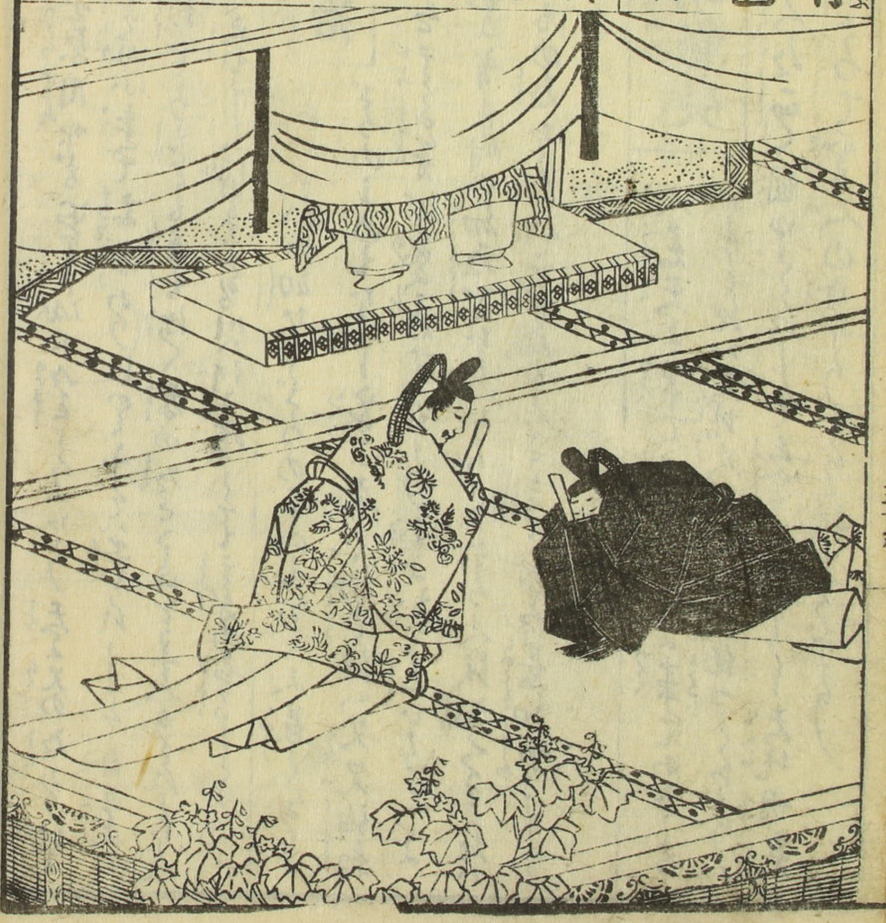

宗廟致敬不忘親也脩身謹行恐辱先也宗廟致敬鬼神著矣

宗廟敬とは一族とたくさんして至りうるまいと父母とまれまいざるの孝をたちり身代をみいたくしてまたまいられる我を徒ゆへ辱と先祖へ昭さん事と思ひ宗廟敬ひいして最神あるくしたいて宗廟と敬とたるる敬とたくしたいて父母先祖の光神事格してこの身代を敬ひ祭ることを思ひ慕ふ深さ深さ祭ればいまんしきといふなり

孝弟之至通於神明光於四海無所不通

あまねく孝弟の心と誠しの心が神明に通じ光明四海まで及ぶる所なし一徳光明日月下とてとんぐくふ至誠の心通ぐるなりと

詩云自西自東自南自北無思不服

武王の孝徳の教えを聞きて四方の人服すること如来て服すること

功臣名三人と攻めの時南北来て服すること

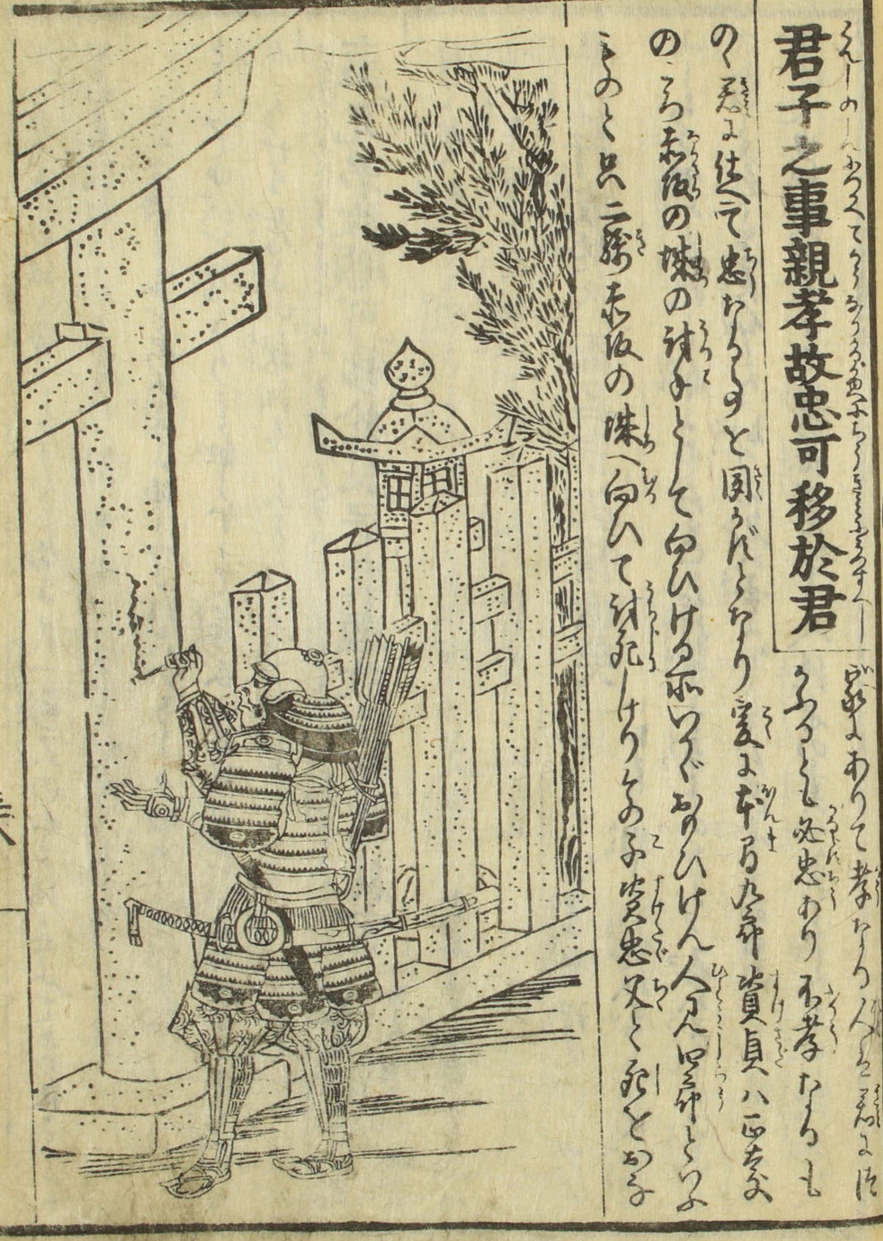

君子之事親孝故忠可移於君

の君に仕へて忠なるを国家に忠なるものゝ孝なるものゝ志の味の味はひけるがごとくなり資貞八四年

この〻只二度志の味へ匂ひて味はひけりとのふ資忠又〻孝なるとなり

事兄弟故順可移於長居家理故治可移於官

是以行成於内而名立於後世矣

行とは人倫の行なり
身を修し家を斉へ
名は後世に立つものなり

閨門之内具禮已乎嚴父嚴兄妻子臣妾猶百姓徒役也

閨門とは内の小きなり
たとへば小さく門なり
父と義主と事へ兄と義主
と事へ妻は家内を治るの
形なり百官のごとく民妾は家
内のやすきものなれば徒役のご
とくすなはちうるはしの恵細
て其所に帰るべき中心服で
ちごとくなり妻はとくのなり
百官のごとく民妾を納るも徒役
とはくふがごとくなり

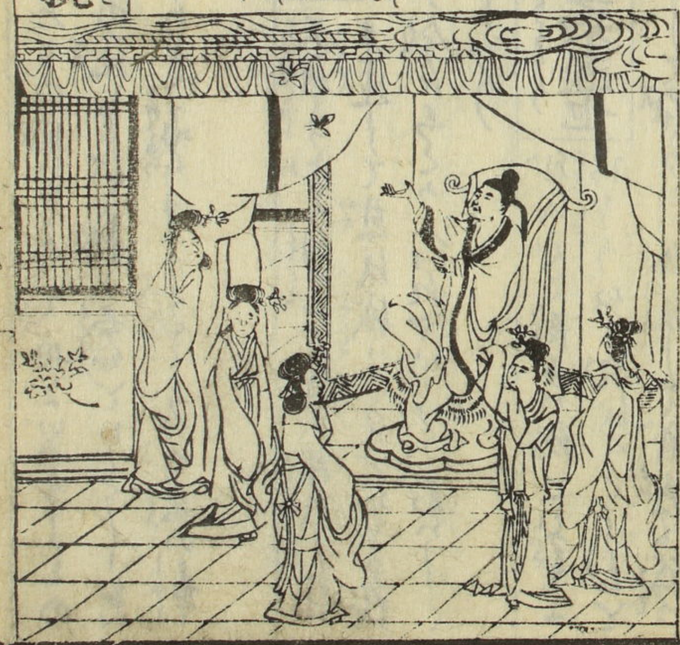

曾子曰若夫慈愛恭敬安親

揚名參聞命矣

夫人雖無道不失其國大夫有爭臣三人雖無道不失其家

敢問從父之令可謂孝乎

子曰是何言與是何言與豈不通也

昔者天子有爭臣七人雖無道不失其天下諸侯有爭臣五

士有爭友則身不離於令名

夫人小名なれども名の居なり
名を有て爭へる士の名名を

父有爭子則身不陷於不義

父よわるき人をみあるの時は父を道なり
くいでも不義の罪に陥て居ん
むかし富士の狭野の男有りけるに始なる女と共に居へけるに女幸に妊

ひけるとうみ山よりはんすと上ばくよりすゝめて連りふ
ぢすぐふ木の枝をおりけてあり
る彼男あのひけるハ是成ちゝ
ゝ[illegible]ゆゝん[illegible]ひ
ゝゝれ[illegible]すてければ始りくゝ
奥ゝよりちゝ枝わハ流ゝ
我身成ゝけて奉るゝ
ゝれ[illegible]花震さけて彼男流ける
始ゝ[illegible]ゝ山ゝ[illegible]ゝ
義よりて不一時親のすゝふあく
のゝゝ

故當不義則子不可以
不爭於父臣不可以不爭

於君

義ふ義ふ者ゝ[illegible]わゝ[illegible]
何ふる程よ[illegible]天下とゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]の[illegible]国ふ[illegible]て[illegible]天下と[illegible]の[illegible]
者何とゝ[illegible]

ゝゝの忠孝の二ちり前漢の蕭
ゝふして治ぬ浮ゝ感陶ゝ
ゝり奉の書物義よ入て国の法令川
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

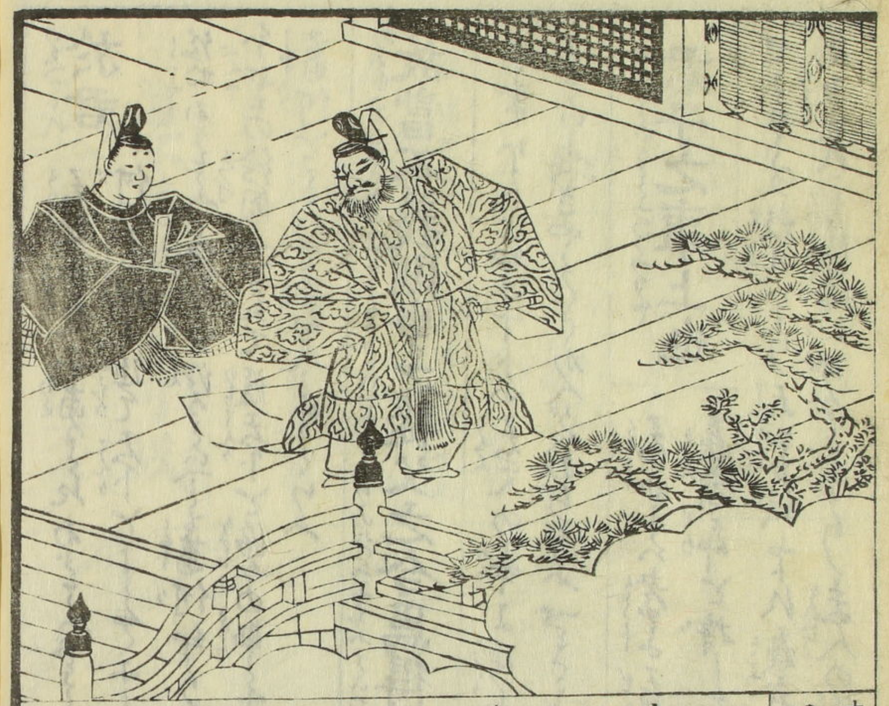

進思盡忠退思補過

[illegible]

將順其美匡救其惡故上下能相親也

[illegible]

詩云心乎愛矣遐不謂矣中心藏之何日忘之

[illegible]

孝子之喪親也哭不依

父母没して髪ふしづく悲しく居[illegible]
[illegible]哭泣して息絶声なく
入るのことなり天長のころ安風の[illegible]
天性孝子にして二親よりの父母没るときいとく泣くしみ
[illegible]も天朝よりきこしめして大夫賞[illegible]
[illegible]

禮不容言不文

喪の礼進退のかたちくこの事とりて容貌
[illegible]
[illegible]
[illegible]

服美不安聞樂不樂食旨不甘

平日[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

此哀戚之情也

人の喪にこうぶくこころ[illegible]
[illegible]

三日而食教民無以死傷生毀不滅性此聖人之政也

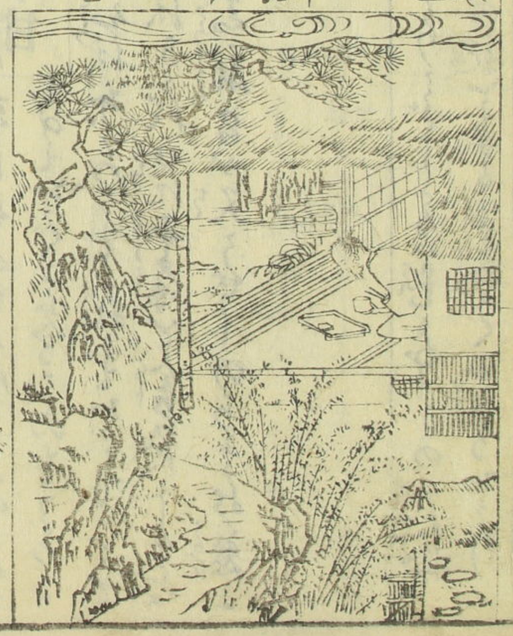

喪不過三年示民有終也

喪服とは三年の喪を以て三年として父母の服とかゝるべしとの世民の産業を害するなり

陳其簠簋而哀戚之

簠簋とは祭器なり素服をかゝるとひしかしこれも紀氏の人ぶるなり

爲之棺槨衣衾而舉之

衣は死者を沐浴して衣するのわた衾は尸を覆ふのわたなり棺は本氏にて槨は外なり棺槨とは紀氏にて舉とは埋なり棺のまわりを舉とこれ素女ゝゝの又母死して埋ける所なり

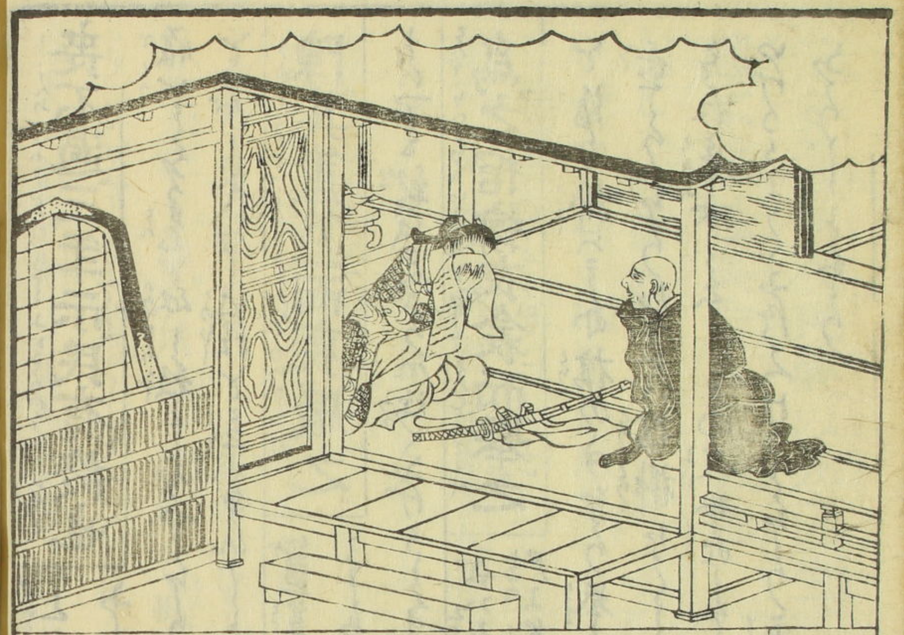

撫踊哭泣哀以送之

[illegible]

[illegible]

卜其宅兆而安措之

[illegible]

爲之宗廟以鬼享之春秋祭祀以時思之

[illegible]

生事愛敬死事哀戚生民之本盡矣死生之義備矣

生れ事て愛せる愛敬の心死して哀戚の心ハ民の本ニて哀戚となるなり孝の心ハ秋ニ死せり愛敬して喪ニ居て死生の義備るなり

孝子之事親終矣

孝子の親に仕ふる事ハ右のごとくして事終りぬ凡人ハ生ける時ハ孝ふるとて死ハ一日も立ぬるの時ハ孝行ハ孝行とて事終りけれども三方の事ハ人ハ子孫ハ世の人ハ子孫ハ孝行ハ孝行とて終わる

東都蕙齋先生画

文化十歳酉春發兌

書肆

浪花　松村九兵衛

東武　前川六左衛門

尾張　小林新兵衛

尾野東四郎